

意見第7号

健康保険証の廃止方針の撤回を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2022年12月13日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
石 田 利 春
賛成者 久喜市議会議員
田 村 栄 子

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

健康保険証の廃止方針の撤回を求める意見書

河野太郎デジタル相は10月13日、現在の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと機能を一体化させた「マイナ保険証」に切り替えると発表しました。

「マイナ保険証」は、2021年秋から本格運用が始まっていますが、これまで政府は、カード取得はあくまで任意であり、マイナンバーカードを持たない人は従来の保険証を引き続き使用できると説明してきました。また、法律上もマイナンバーカードの交付は個人の申請に基づくとされています。今年6月の「骨太の方針」も、将来は「保険証の原則廃止」を目指すとしつつも「申請があれば保険証は交付される」と、カード利用が強制ではないことを表明しています。

マイナンバーカードの交付率は全体の5割で、うち保険証利用の登録件数はカード所持者の4割、「マイナ保険証」に対応できる医療機関は約3割程度しかありません。国民皆保険制度の我が国で、マイナンバーカードに保険証機能を一体化し、現在の保険証を廃止するのは、全国民にマイナンバーカード取得を強制するのに等しいもので、番号法の申請主義にも反しています。

また、マイナンバーカードの保険証利用には、カード紛失や盗難、マイナンバー漏洩のリスク、寝たきりや認知症などでマイナンバーカード取得が困難な方、マイナンバーカードを持たない人が、医療機関に受診ができなくなるなどの懸念もあります。さらに、災害時の停電やシステム停止・故障時には、医療機関窓口で資格確認ができないなどの問題も考えられます。

少なくとも、現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを保険証として使うかどうかは個々の国民の任意とするべきです。よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

- 1 現行の健康保険証の廃止方針を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛
厚生労働大臣
デジタル担当大臣
内閣官房長官